

一角地に就ほどならば、遂生べしとつのりしとかや、言は兩種ながら、其發生の極て易を稱り。○
略 農家諺に、すばるまむ時、蕎麥蒔と云は、すばるは昴星也。此星の像、玉の裝束の御統、中
時ナカにて、秋夜半子の頃、昴スル星の天中する時分に、蕎を蒔べしとの傳なり。又曰、慈穂の出初時を見
當に、蕎麥を蒔ともいへり。凡風土に由て聊の遲速ありといへども、此ものは一候七十五日にし
て實熟也。さて甚霜を畏る、九月に早く霜降ば、田家切に此もの、傷むことを歎なり。かくぞ收獲
の節ある種にしあれば、むかしより語嗣しよしも傳りけめ。

〔續日本紀九正〕養老六年七月戊子、詔曰。○略中 宜令天下國司勸課百姓、種樹晚禾蕎麥及大小麥、藏置
儲積、以備年荒。

〔續日本後紀仁八明〕承和六年七月庚子、令畿内國司勸種蕎麥、以其所生土地不論沃瘠播種收獲共在
秋中稻梁之外足爲食也。

〔類聚三代格八〕太政官符

應勸課播種蕎麥事

右蕎麥之爲物也、不擇土沃瘠、生熟有繁茂、孟秋始播季秋乃收、稻梁之外能足療飢。右大臣宣奉勅、宜
仰諸國爭時勸種、令國司介以上一人專當其事、勤加巡檢。

承和六年七月廿一日

〔古今著聞集十二倫盜〕此僧都惠澄の坊のとなり也ける家の畠に、そばをうへて侍けるを、夜る盜人み
な引て取たりけるを聞てよめる。

ぬす人はながばかまをやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬる。

〔二宮翁夜話五〕翁曰、天保四年同七年兩度の凶歲、七年尤甚し。○略中 下野國真岡近郷は、真岡木綿の
出る土地なれば、木綿畑尤多し、其木綿畑を潰して、蕎麥を蒔替るを、愚民殊の外歎く者あり、又苦